

令和5年7月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年7月5日(水) 午後1時30分から午後2時44分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

1番 野方俊彦	3番 下村啓子
4番 古賀義博	5番 西村新二
6番 松尾正人	7番 池田政孝
8番 深河文雄	9番 高塚和行
10番 三根祐喜	11番 野口浩美
12番 江里口勇	13番 中村津多子
14番 江里口泰信	
4. 欠席委員

2番 本村教昭

5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
 - 第5号議案 小城市農地利用最適化推進委員の選考について
 - 第6号議案 非農地判断について
 - 第7号議案 小城市三里校区の農用地保全計画に対する意見について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊	副局長兼庶務係長 真子 祐輝
-----------	----------------

7. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆様、お疲れさまです。それでは、ただいまから令和5年7月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。</p> <p>皆さんこんにちは。おおむね田植もはかどってきておるとは思いますけど、昨日、三日月のほうを通ったら、まだ済んでいないところもあったようでございます。</p> <p>3年間、私たち一緒に農業委員をさせていただきましたけれども、今回が最後の農業委員会ということで、農業のほうも人・農地プランから地域計画を2年間でしていかにやいかんというようなことで話があつておるところでございます。</p> <p>先般、食料・農業・農村政策審議会基本法の検証部会というのが開催されまして、多様な農業人材の位置づけということで、農業を副業的に営む経営体や自給的農家が一定の役割を果たすというようなことで原案をつくられております。それはどういうことかという、兼業農家とか、新しく農業を始める3反か5反ぐらいの農業者とか、そういう人たちも農業政策の対象にせにやいかんということで原案が出されております。</p> <p>その検証部会の中で、元の財務次官、真砂さんという方でございますけれども、この方が、今から兼業農家とか小さな農家を農業政策の対象にしてどがんすっかいというようなことを言われて大反対されたそうでございますけれども、全中の中家会長は、大規模な経営体だけでは日本農業の維持は難しいというようなことで、審議員さんの中でも意見が真っ二つに分かれまして、当面、小規模農家は、原案のほうは通つとって、今から検証するというようなことで話合いがなされておるそうでございます。</p> <p>私たちが3年間、農業委員をさせていただいて、今から2年間ぐらいのうちに地域計画をしていかにやいかんと思っておりますけれども、どこを見ても後継者は潤沢におられません。やっぱり後継者がいないと地域農地が荒廃していくというようなことで、せつかく3年間、農業委員を共にさせていただきましたので、皆様方の知り得た知識を地域に浸透させていただいて、立派な地域計画ができるように御協力をお願いしたいと思っております。</p>
事務局	<p>3年という短い期間で、私も会長をさせていただきましたけど、十分行き届きませんで本当に申し訳なかったですけど、皆さん方の御健康と御多幸をお祈りしながら、今日最後の議長をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、2番本村委員から欠席の連絡がありました。</p> <p>出席委員は13名で、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。</p>
議長	<p>それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから令和5年7月の農業委員会を開会いたします。</p> <p>早速ですが、議事に入ります。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。</p> <p>8番深河委員、9番高塚委員をお願いします。</p> <p>次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。</p>

事務局	<p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は1件でございます。 資料は1ページからとなります。</p>
議長	<p>申請番号1について説明をいたします。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は主要地方道佐賀外環状線北の三日月町杉町地区にある農地で、申請理由は隣接地の取得でございます。 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は2ページを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は2件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は5ページからとなります。 (第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は国道444号南の芦刈町住ノ江東地区を通る市道住ノ江東西線南にある農地で、転用目的は資材置場及び作業場でございます。 被害防除対策ですが、雨水は自然流下により排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。 農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。</p>
議長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 資料は11ページからとなります。 (第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所は国道34号北の牛津町両新村地区を通る市道両新村線東にある農地で、転用目的は資材置場でございます。 被害防除対策ですが、雨水は集水後に北側道路側溝へ排水されるため、周辺農地</p>

への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については6番松尾委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

6 番

農地法第5条申請事前調査事項を発表いたします。

貸付人、借受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりであります。

調査事項について、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は北側道路側溝へ排水。し尿処理、生活雑排水の排水はない。

その他の特記事項、令和5年6月7日に説明を受け、確認をいたしました。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号30まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は3ページから11ページまでを御覧ください。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が49筆、利用権の再設定が41筆、合計90筆、総面積は18万6,857.72平米でございます。

今回の全ての申請について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、採決をいたします。利用権設定について承認することに賛成

事務局	<p>の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1から申請番号30までについては原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は12ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。</p> <p>本日の所有権移転の審議件数は7件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局より説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>申請番号2につきましては、あっせん委員の1番野方委員に結果報告をお願いします。</p>
1 番	<p>あっせん経過報告をさせていただきます。</p> <p>4月5日に農業委員会であっせん委員に指名されました。</p> <p>4月6日、所有者と会い、条件などを確認する。</p> <p>4月6日午前10時、その後、この地域の認定農業者で隣接を耕作している〇〇氏と会い、あっせん申請が出ていることを説明し、購入の意思があるか考えてもらうことで返事を待つ。〇〇氏より今回提示の条件、反当〇〇〇万円で買受けをしたいとの回答を受け、所有者に10アール当たり〇〇〇万円であっせんが成立したことを伝える。売買についての今後の日程などの詳細は事務局より連絡がある旨、伝えました。</p>
議長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号3について事務局より説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p>

議 長	<p>申請番号3、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。） 以上でございます。</p>
5 番	<p>申請番号3につきましては、あっせん委員の5番西村委員に結果報告をお願いします。 あっせんの経過報告をいたします。 令和5年3月6日、定例農業委員会にてあっせん委員に指名されました。 同日3月6日、売渡希望の農地の現地視察、売手である〇〇様と面談して、売渡希望の意思を確認した。 同じく3月6日、現在小作をされている〇〇様に電話で購入の意思を打診したら、買うとのことであった。 翌日3月7日、売手である〇〇様に連絡して〇〇様が購入するの話を話しました。〇〇様は承諾して、価格は任せるとのことでありました。早速、買手の〇〇様に連絡し価格の希望を尋ねたら、反当たり〇〇万円を希望されたので、その旨〇〇様に電話したら、それで承諾されました。</p>
議 長	<p>翌3月8日、双方に相手の名前と価格を連絡し、それぞれ確認をいただきました。そして、今後の手続は事務局からの連絡を待つように伝えてあります。 以上、御審議をお願いします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号4について事務局より説明をお願いします。 申請番号4について説明をいたします。 申請番号4、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。）</p>
議 長	<p>以上でございます。 申請番号4につきましては、あっせん委員の5番西村委員に結果報告をお願いします。</p>
5 番	<p>あっせん経過を報告します。 令和5年5月9日、定例農業委員会にてあっせん委員に指名される。 同日の5月9日、売渡希望の農地の現地を視察しました。 翌日5月10日、売渡希望の〇〇様宅へ訪問して売渡希望の意思を確認した。現在小作をされている〇〇様は購入の意思がないとのことであった。 翌日5月11日、当該圃場の隣接地を耕作されている〇〇様に購入の意思があるか打診したら、この地区は水害常襲地区等の理由で、反当〇〇万円から〇〇万円ぐらいなら買うということでありました。早速、売手の〇〇様に伝えたら、それをお願いしますとのことであった。 次の日5月12日、買手の〇〇様に会いまして価格を話したら、反当〇〇万円かどうかを売手の〇〇様に聞いてくれということでありましたので、電話で〇〇様に聞いたら、その〇〇万円を承諾されました。そして、買手の〇〇様にもその旨を話しております。</p>
	<p>これにて売り買いの条件は合意できまして成立いたしました。今後の手続は農業</p>

議 長	<p>委員会事務局より連絡を待ってくださいと御連絡しております。 以上でございます。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号5について説明をいたします。 申請番号5、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。) 以上でございます。</p>
議 長	<p>申請番号5につきましては、あっせん委員の5番西村委員に結果報告をお願いします。</p>
5 番	<p>再び御報告申し上げます。 先ほどの〇〇〇〇さんと〇〇さんは親子でありまして、お父さんである〇〇さんに全部話はつけております。</p>
議 長	<p>先ほど報告しましたのと全く同じでありますので、割愛できないでしょうか。</p>
5 番	<p>それをお願いいたします。</p>
議 長	<p>すみません。 ただいま西村委員から御報告ございましたけれども、何か質疑があればお願いします。 (質疑なし)</p>
事務局	<p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号6について事務局より説明をお願いします。 申請番号6について説明をいたします。 申請番号6、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。) 以上でございます。</p>
議 長	<p>申請番号6につきましては、あっせん委員の5番西村委員に結果報告をお願いします。</p>
5 番	<p>くどいようですが、もう一回報告いたします。 古いようですが、令和4年8月5日の案件でございます。定例農業委員会にてあっせん委員に指名されました。 それからしばらく間があって、9月21日、小生の知人である〇〇様より電話があって、この物件を反当〇〇万円なら購入してもよいという人がいるよということでありました。 そもそもこの場所は、芦刈町ではございますけれども、通常、我々の感覚では久保田地区になっております。久保田地区の昭和搦というところですけど、一応芦刈ということになっているそうです。ということで、場所的に非常に耕作しにくい場所でございます、この地区はなかなか耕作者が見つからないというふうな地帯であ</p>

るそうです。

そういうふうなことで時間が大分過ぎまして、9月になっておりますけれども、購入してもいいよという話がありましたので、早速、売渡希望の〇〇様にその旨を伝え意思を問うが、〇〇万円ということ希望されました。再度、知人の〇〇様から連絡していただいたら断られました。

そして、またしばらく間が空いて、11月29日、農業委員会より売手である〇〇様より価格は相談に応じるとの意思表示があったという連絡があり、改めて〇〇様より買手のほうに打診していただきました。

翌日11月30日、買手の方を〇〇様に尋ねたら〇〇〇〇〇〇さんということを知りまして、私が電話して確認をいたしました。反当〇〇万円なら買いますという返事でした。

同じく11月30日、売手である〇〇様に電話して反当〇〇万円で売却の意思を確認したら、それで承諾をいただきました。

12月2日、〇〇〇〇〇〇さんの事務所を訪問し、代表者である〇〇さんと面談、条件を確認いたしました。圃場は、現在麦を作付しているので、それを収穫した後に売り渡すことを双方承諾されました。そして、今後の日程等の詳細は事務局より連絡がある旨を伝えております。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

事務局

全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号7について事務局より説明をお願いします。

申請番号7について説明をいたします。

申請番号7、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号7について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号7は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。

事務局

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は13ページを御覧ください。

農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。

本日の売渡希望の審議件数は7件でございます。

資料は17ページからとなります。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号4について説明をいたします。 申請番号4、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号5について説明をいたします。 申請番号5、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。) 以上でございます。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号6について事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は14ページを御覧ください。 申請番号6について説明をいたします。 申請番号6、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号7について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号7について説明をいたします。 申請番号7、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号7について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号7は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての貸付希望についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は15ページを御覧ください。 農用地売渡等の希望申出の貸付希望について説明をいたします。 本日の貸付希望の審議件数は1件でございます。 資料は43ページからとなります。 申請番号1について説明をいたします。 申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手)</p>

事務局

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。
次に、第5号議案 小城市農地利用最適化推進委員の選考についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は16ページを御覧ください。

第5号議案 小城市農地利用最適化推進委員の選考についてを説明いたします。

資料は別つづりで配付しておりますので、併せて御覧ください。

推進委員の任期は、農業委員の任期満了の日と同日である令和5年7月19日までとなります。そのため、後任の推進委員を委嘱する必要があり、小城市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱第7条の規定により推進委員を選考していただくものでございます。

令和5年6月農業委員会において19名を選考していただきましたが、その際の1名の保留者と、選考後に推薦をしていただいた1名の計2名の選考をお願いするものでございます。

1ページに、担当区域順に推薦及び応募された候補者の名簿を添付しております。

農業委員会等に関する法律第18条第4項には、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」及び「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」に該当する者は、推進委員になることができないと規定をされております。

そのため、本籍地の市役所で確認をしたところ、番号1の候補者は令和5年5月24日付で、番号2の候補者は令和5年6月19日付で刑罰等に該当しないとの回答がありました。

番号1の候補者について説明をいたします。

令和5年6月農業委員会にて、過失運転致傷の疑いで現行犯逮捕されたと報道されたため、選考を保留させていただきました。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の罰則に関する法律第5条には、過失運転致死傷罪は「七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。」と規定をされております。

状況確認のために、6月22日に候補者に聞き取りを行ったところ、幸いにも被害者は軽傷であるため示談することで協議を行っている状況とのことでした。そのため、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」に該当する可能性はないと思われま。

なお、示談後には農業委員会に報告するように依頼をしております。

今回2名の候補者を選考していただければ、担当区域ごとの推薦、応募の状況は、小城町は定数9人に対して9人、三日月町は定数5人に対して3人、牛津町は定数5人に対して5人、芦刈町は定数6人に対して4人となります。三日月町及び芦刈町が定数に達しておりませんので、今後、改めて市報等に掲載し募集したいと考えております。

なお、委嘱は改選後の農業委員会にて行います。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(個人情報に関する質疑・応答のため割愛)

先ほどの質疑・応答を考慮しながら、採決をいたしたいと思っております。

12番
事務局

賛成の方は挙手をお願いします。

1番、2番は分けんでよかと。2番の人もせんないかんやろうけん。

ただいま番号1の候補者について質疑がございましたので、番号1の候補者と番号2の候補者を分けて採決をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、番号1の方に対して賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

賛成は誰もいらっしゃいませんので、1番の方は選考しないということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

そしたら、1番の方は賛成者がいなかったということで決めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

そして、2番目の方について御意見のある方はよろしくお願ひいたします。

(質疑なし)

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、この案件は以上のように決定をいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、第6号議案 非農地判断についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は17ページを御覧ください。

第6号議案 非農地判断について説明をいたします。

資料は別つづりで配付しておりますので、御覧ください。

非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付します。また、法務局や市税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。

今回審議していただく農地は、畑8筆、4,618.8平米でございます。

申請書を受理後に担当が現地を確認いたしました。道路が通行できる状況ではなく、車では申請地まで到達することができませんでした。そのため、6月26日の農地転用許可申請事前調査時に、机上で現地の写真及び航空写真により農地には該当しないと非農地判断をしたものでございます。

農地の所在や地目、面積等は資料を御覧ください。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願ひいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第6号議案について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、第6号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第7号議案 小城市三里校区の農用地保全計画に対する意見についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は18ページを御覧ください。

資料は別つづりで配付しておりますので、併せて御覧ください。

第7号議案 小城市三里校区の農用地保全計画に対する意見についてを説明いたします。

小城市三里校区の農用地保全計画につきましては、小城市牛津川遊水地事業に係る農用地保全条例第7条の規定に基づき、牛津川遊水地事業に伴い集団移転先を整備する際に必要となる保全計画を策定するために小城市長から意見を求められているため、審議していただくものでございます。

別つづりの資料8ページから11ページまでに、集団移転先の所在地一覧と計画図を添付しております。

この2か所につきましては、令和4年10月の農業委員会にて農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見について審議をしていただき、整備計画の変更はやむを得ないと思われると小城市長宛てに回答しております。

保全計画の対象地は、特定土地改良事業等が施行された第1種農地となります。そのため、不許可の例外として、農地法施行規則第38条に規定されております小城市農業振興地域整備計画に沿って、当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から計画を策定する必要があります。

資料3ページを御覧ください。

中央部分に、「3 対象地域の農業振興の方向及び方策等」が記載されております。下段の「2 保全計画により目指す農業振興の方策」として、牛津川遊水地事業の事業実施予定地区の集落は家屋移転が必要となる。集団移転する住宅地を整備することにより集落機能を保ち、耕作者及び農地管理者の減少を抑え、優良農地の保全、農地・農業用水等の地域資源の維持管理が可能となるため、対象区域内に居住する農業者等が集団移転する住宅及び開発に伴い必要となる道路等を整備し、対象区域内の農業の振興を目指すものとなっております。

4ページを御覧ください。

中ほどのイに、集団移転先として35戸の需要が見込まれている。需要見込みの全てが、集落機能を保ち、農地・農業用水等の地域資源の維持管理に資することが見込まれるため、対象区域内の農地の振興及び地域の活力維持のために非農用地予定区域を確保するものとされております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

（質疑なし）

ないようですので、これより採決いたします。

第7号議案 小城市三里校区の農用地保全計画に対する意見について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手）

全員賛成ですので、原案のとおり承認回答することに決定しました。

ほかに皆さんから何かございましたら御意見をお願いします。

（なし）

ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。

次回の日程等ですが、委員の皆様方のほとんどが今日の委員会で最終となりますが、委員会は新しい委員さんになっても継続しますので、日時のほうをお話したいと思います。

次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を7月28日金曜日、午後1時30分から西館2-6会議室でお願いしたいと思います。

皆様方に事前に予定ということでお渡ししていたときは7月25日というふうに

議 長

事務局

させていただいておりましたが、7月15日が土曜日で、海の日関係もあって、申請の締切日が18日に3日ほど遅れております。ですから、今回、現地調査を7月28日金曜日に変更させていただきます。

8月の定例農業委員会の日時、場所ですが、8月7日月曜日、午後1時30分から、ここ西館2階大会議室となります。

以上でございます。

以上をもちまして7月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

議 長

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員